

1. 規約等抜粋

(1)加盟方法(加盟団体等に関する規則 第6条)



(2)加盟団体の誓約(加盟団体に関する規則 第3条)

①本連盟の規則及び決定事項の遵守

(3)加盟団体の権利(加盟団体に関する規則 第4条)

- ①本連盟主催・主管等事業への参加
- ②加盟団体長会議出席

(4)登録手続(加盟団体に関する規則第5条)

1. 会員登録手続	1人 SAJ・SAT(一般・大学生) 3,000円+800円 SAJ・SAT(高校生) 1000円+800円 SAJ・SAT(中学生以下) 800円 SATのみ 800円 SAJ・SAT公認資格者SAT登録管理料 1,000円 (資格をいくつもっていても1,000円です)	登 録 期 間	8月1日(金)～10月31日(金)
		期間外登録	11月1日(土)～7月31日(金) 【SAJ会員登録は5月上旬までです】
2. 負担金納入	40, 000円	8月1日(金)～10月31日(金)	
3. 団体名簿提出	(所定の用紙)		

団体登録15名未満の場合は、登録出来ません。

- ※注1 クラブの名称変更については変更料が20,000円かかります。
- ※注2 2025年10月31日までに会員登録がなされた場合、2025年8月1日に遡ってその権利が生じます。
- ※注3 2025年10月31日を過ぎて会員登録がなされた場合、その時点から会員の権利が生じます。

(4)権利停止・除名(加盟団体に関する規則 第6条・第9条)

年次負担金未納の団体加算金の納付

	当 該 年 度		
負担金納入時期	11月1日～12月31日	1月1日～3月31日	4月1日～ 次年度納入日の前日まで
負担金追徴加算率 (加算金)	10%	20%	30%
その他納入金	当該年度納入すべき登録料		
資格の制限	負担金、登録料及び加算金が納入されるまで権利停止		